

第一回 國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議錄第二十四号

昭和二十二年十月十六日(木曜日)

午前十一時五十九分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 高岡 忠弘君

理事 中島 茂喜君 理事 川橋豊治郎君

笠原 貞造君 久保田鶴松君

松澤 兼人君 大澤嘉平治君

千賀 康治君 坂口 主税君

中垣 國男君 小暮藤三郎君

大村 清一君 大内 一郎君

外崎千代吉君 加藤吉太夫君

出席國務大臣

內務大臣 木村小左衛門君

出席政府委員

內務事務官 林 敬三君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七三號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

本日の日程は地方自治法の一部を改正する法律案であるが、この室は午後一時から他の委員會がありま

すから、本日は政府から提案の理由を聴くことにいたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「その協議が調わないときは、關係地方公共團體の議

會の意見を聴き、內務大臣がこれを定める。」を削る。

第七條第一項乃至第三項中「內務大臣」を「地方自治委員會」に改め、

同條第四項後段を削る。

第八條第二項中「內務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第十八條第二項中「市町村に對し特別の關係のある者」を「天災事變等に因り他の市町村の区域内に住所を移した者その他の者で當該市町村に對し特別の關係のあるもの」に改める。

第二十五條第二項乃至第四項中「第五十九條第二項」を「第五十九條第四項」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

市町村の選舉管理委員會は、普通地方公共團體の選舉(第六十五條第一項の選舉を除く。)を行つ場合に於いて、當該市町村における衆議院議員選舉人名簿又は補充選舉人名簿に登録されてない者で普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製し、その指定した場所においてこれを關係人の縦覧に供さなければならぬ。

選舉權の要件は、補充選舉人名簿調製の期日よりこれを調査しなればならぬ。この場合において第十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選舉の期日よりこ

れを算定しなければならない。

同條第四項を削り、同條第六項を次のように改める。

補充選舉人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に關する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會がこれを定め、豫め告示しなければならない。

前條第三項の規定により都道府縣の選舉と市町村の選舉を同時に行ふ場合においては、前項の期日及び期間等は、同項の規定にかかわらず、都道府縣の選舉管理委員會がこれを定め、豫め告示しなければならない。

第二十七條第二項中「前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならない。」を「前項の申立を受けた場合に於いて、」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

確定判決により補充選舉人名簿を修正しなければならないときは、委員會において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

委員會は、毎年十二月二十日の現在により補充選舉人名簿を整理して作製し直さなければならない。

第三十條第一項中「選舉の期日前三日までに」を、都道府縣及び市の議會の議員又は長の選舉にあつては選舉の期日前三日まで、町村の議會の議員又は長の選舉にあつては選舉の

期日前二日までに」に改め、同條第三項の次に次の三項を加える。

同一の政黨その他の團體に屬する候補者の届出に係る者は、三人以上投票立會人となることとなつてはならない。

第一項の規定により届出のあつた者で同一の政黨その他の團體に屬する候補者の届出に係るものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに投票立會人となる場合に於ては、その者の中で投票管理者がくじで定めた者二人、互選により投票立會人を定める場合に於ては得票最多数の者二人(二人を定めるに當り得票数が同じであるときは、投票管理者がくじで定めた者)以外の者は、投票立會人となることできない。

第二項、第三項又は前項の規定により投票立會人が定まつた後同一の政黨その他の團體に屬する候補者の届出に係る投票立會人が三人以上となつたときは、投票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失ふ。

同條第四項中「互選」の下に「又は第五項の規定によるくじ」を加え、同條第五項中「互選の下に」又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を加え、同條第七項に左の但書を加える。

但し、第二項の規定による投票立會人を届け出た候補者の屬し又は投票管理者の選任した投票立會

人の屬する政黨その他の團體と同一の政黨その他の團體に屬する者を當該候補者の届出に係る投票立會人又は投票管理者の選任に係る投票立會人と通じて三人以上選任することができない。

第三十二條第三項中「できない者の投票については」を「できない選舉人は」に、「政令で特別の規定を設けることができる。」を「投票管理者に申請し、投票管理者が投票立會人の意見を聴いて選任する者をして候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。」に改める。

第三十四條中「その從事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める」を「左に掲げる」に改め、同條に次の三號を加える。

一 選舉人がその屬する投票區の在る都市の區域外(選舉に關係のある職務に従事する者にあつてはその屬する投票區の區域外)において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二 前號に掲げるものを除く外、選舉人がやむを得ない用務又は事故のためその屬する投票區の在る都市の區域外に旅行中又は滞在在中であるべきこと。

三 前號に掲げるものを除く外、選舉人が疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は産褥に在るため歩行が著しく困難であるべ

きこと。

第五十條第四項を削る。

第五十一條中「第二項及び第三項」を削る。

第五十三條第三項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府県及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで」に改め、同項の次に次の五項を加える。

普通地方公共團體の長の選挙について前三項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、選挙の期日の前日まで候補者が死亡し又は候補者たることを断じたため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第二十四條第四項又は第五項の規定により告示した期日後五日に當る日にこれを延期するものとする。この場合においては、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村長の選挙を同時に行ふ場合において市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員會は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員會に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行ふ場合において、都道府県知事の選挙について第四項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてまた前項の規定による報

告により第四項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員會は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により普通地方公共團體の選挙を同時に行ふ場合において、普通地方公共團體の長の選挙について第四項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、前項の規定に該當する場合を除く外、政令でこれを定める。

第四項及び第六項の場合においては、これらの規定による告示があつた日から都道府県知事又は市長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで、第一項又は第二項の例により、候補者の届出又は推薦届出をすることが出来る。

同條第六項中「第三項」の下に、「第八項」を加える。

第五十六條第二項乃至第四項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第五十八條第一項を次のように改める。

普通地方公共團體の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共團體の長の選挙において同

條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。

第五十九條 當選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに當選人の住所氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票總数その他選挙の次第を當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちに當選人に當選の旨を告知し、且つ、當選人の住所氏名を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員會にもこれを報告しなければならない。

當選人がないとき、又は普通地方公共團體の議会の議員の選挙において當選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員會にもこれを報告しなければならない。

第六十一條第三項第一號中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第六十三條第二項中「第六項」を

「第十一項」に改める。

第六十五條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同條第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同條第四項の次に次の五項を加える。

第一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた期日から選挙の期日の前日まで候補者が死亡し又は候補者たることを断じたため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、第三項の規定により告示した期日後、五日に當る日にこれを延期するものとする。この場合においては、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行ふ場合において、市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員會は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員會に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙について第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員會は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告のあつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わなければならない。この場合においては、その期

日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行ふ場合においては、そのいずれかの選挙について第五項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第五項及び第七項の場合又は第一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを断じたため候補者が一人となつた場合においては、その一人の候補者及び第一項又は第四項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得た一人を以て候補者とする。得票数が同数であるため得票数によつては候補者を定めることができないときは、選挙管理委員會がくじでこれを定める。

同條第七項前段を次のように改める。

第一項の選挙について、第五項に規定する事由が生じた場合又は第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを断じたため候補者が一人となつた場合においては、第九項の規定によりあらたに候補者となる者がいないとき、又は同項の規定による候補者が一人が死亡し若しくは候補者たることを断じたため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。同條第八項中「第七項」を「第十項」に改める。

第六十六條第一項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第六十八條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第七十二條に次の二項を加える。

衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議員及び市長の選挙については、これを準用しない。

前項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定により都道府県知事の選挙につき選挙事務所を五箇所まで設置することのできる都道府県及び選挙事務所の数は、地方自治委員会がこれを定める。

第七十七條及び第八十二條中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第八十四條に次の但書を加える。但し、第五十八條第五項の規定により當選人と定められ普通地方公共團體の議員又は長となつた者に對する解職の請求は、その就職の日から一年以内においてこれをすることが出来る。

第八十六條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第九十一條第三項但書中「但し、」の下に「第七條第一項乃至第三項の規定による處分により」を加え、「増加」を「増減」に、「同項」を「第一項」に改め、同條に次の一項を加える。前項但書の規定により議員の定数を減少した場合において當該市

町村の議會の議員の職に在る者の数が第一項の定数を超えているときは、同項の規定にかかわらず、その数を以て定数とする。但し、議員に缺員を生じたときは、これに應じて、その定数は、同項の定数に至るまで減少するものとす。

第九十六條第一項第八號中「團體等」を「公共的團體等」に改める。

第九十七條に次の一項を加える。議會は、歳入歳出豫算について、増額してこれを議決すること

を妨げない。但し、普通地方公共團體の長の歳入歳出豫算の提出の權限を侵すことはできない。

第九十八條第一項の次に次の三項を加える。

民事訴訟に關する法令の規定中證人の訊問に關する規定は、前項の規定により議會が當該普通地方公共團體の事務に關する調査のため選舉人その他の關係人の證言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に關する規定は、この限りでない。

前項において準用する民事訴訟に關する法令の規定により宣誓した選舉人その他の關係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上十年以下の懲役に處する。前項の罪を犯した者が議會において調査を終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することが出来る。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條に次の四項を加える。政府は、豫算の範圍内において、都道府県の議會に官報及び政府の刑行物を、市町村の議會に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刑行物を送附しなればならない。

都道府県は、公報及び適當と認める刑行物を他の都道府県の議會に送附しなればならない。

普通地方公共團體は、議員の調査研究に資するため、條例で議會に圖書室を附置しなればならない。

前項の圖書室は、一般にこれを利用させることができる。

第四四條中「議事を整理し、」の下に「議會の事務を統理し、」を加える。

第九十三條中「議事を開き議決する」を「會議を開く」に改める。

第九十三條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第九十四條 主務大臣は、國の機關としての都道府県知事の權限に屬する行政事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の違反するものがあると認めるときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて當該事項を行ふことができる。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて當該事項を行ふことができる。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて當該事項を行ふことができる。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

第五項又は第六項の裁判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することが出来る。

前項の規定による上訴は、執行停止の效力を有しない。

都道府県知事は、國の機關としての市町村長の權限に屬する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣、地方自治委員会若しくは都道府県知事の處分に違反するものがあると認めるときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて當該事項を行ふことができる。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて當該事項を行ふことができる。

主務大臣は、前項の確證の裁判があつたときは、東京高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に當事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

村の區域を管轄する高等裁判所の管轄に專屬する。

前項の規定により普通地方公共團體の長の罷免を不當とする裁判があつたときは、罷免された者は、その裁判が確定した日から、第十三項の規定により失つた資格を回復する。

第二項、第四項乃至第六項、第九項及び第十二項の規定による裁判の請求、審理及び裁判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前十七項の規定は、他の法律中にこれに相當する規定がある場合においては、これを適用しない。

第五十四條 普通地方公共團體の長は、その補助機關たる職員を指揮監督する。

第五十六條第一項中「警察署その他の」を削り、同條第三項中「行政機關」を「地方行政機關」に改め、同條に次の二項を加える。

國の地方行政機關（駐在機關を含む。以下本條中これに同じ。）は國會の承認を経なければ、これを設けてはならない。國の地方行政機關の設置及び運営に要する經費は、國においてこれを負擔しなければならぬ。

前項の規定は、司法行政及び懲戒機關、鐵道現業官署、電信、電話及び郵便官署（簡易保險及び貯金官署を含む。）、文教施設、國立の病院及び療養施設、航行施設、氣象官署、水路官署、海灣建設機關、營林署並びに専ら國費を以て行つた工事の施行機關については、これを適用しない。

第五十九條第二項中「千圓」を「二千圓」に改める。

第七十二條に次の一項を加える。

第一項の吏員に關する職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關しては、この法律及びこれに基く政令に定めるものを除く外、別に普通地方公共團體の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

第七十五條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第八十三條第四項中「第二項若しくは第三項の規定による處分又はこれに關する判決」を「第二項の規定による判決」に改める。

第九十二條中「法律」を「普通地方公共團體の職員に關して規定する法律」に改める。

第九十三條中「委員長」の下に「第七十二條第四項の規定は選舉管理委員會の書記に」を加える。

第一百一條中「監査委員」を「監査委員に、第七十二條第四項の規定は監査委員の事務を補助する書記」に改める。

第一百四條第一項及び第二百五條中「法律」を「別に普通地方公共團體の職員に關して規定する法律」に改める。

第二百二十條に次の一項を加える。

國が普通地方公共團體の財産又は營造物を使用するときは、國庫においてその使用料を負擔しなければならぬ。但し、當該普通地方公共團體の議會の同意があつた場合は、この限りでない。

第二百二十二條に次の二項を加える。

普通地方公共團體の長は、政令の定めるところにより、その權限に屬する國、他の地方公共團體その他公共團體の事務につき、手数料を徴収することができる。

前項の手數料は、當該普通地方公共團體の收入とする。

第二百二十三條第一項中「手数料」を「前條第一項の手數料に、」條例で「を」條例で、同條第二項の手數料に改め、同條第二項中「手数料」を「前條第一項の手數料に、」條例で「を」條例で、同條第二項の手數料の徴収を免れた者については規則で「前條第一項の手數料に、」條例で「を」條例で、同條第二項の手數料の徴収に關しては規則で」に改める。

第二百二十六條に次の一項を加える。

普通地方公共團體は、地方債を起すについては、所轄行政廳の許可を必要としな。但し、第二百五十條の規定の適用はあるものとする。

第二百二十八條に次の一項を加える。

普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會が國、他方公共團體その他公共團體の事務を執行するため要する經費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、當該普通地方公共團體がこれを支出する義務を負ふ。

普通地方公共團體がこれを支出する義務を負ふ。

第二百二十九條第一項を削り、同條第二項中「の長を又はその長に、」職員又は「を職員若しくは」に改める。

第二百三十八條中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第二百四十二條第二項中「都道府縣にあつては翌年度の通常豫算を議する會議、市町村にあつては」を削り、同條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第二百五十條中「變更しようとするときは、」の下に「當分の間、」を加える。

第二百五十一條中「第九十一條第二項の下に」及び「を」を加え、「第二百五十五條第一項及び第二項、」及び「並びに第二百五十三條第一項乃至第三項を削る。

第二百五十九條第一項及び第三項、第二百六十條第二項並びに第二百六十一條第一項、第二項、第四項及び第五項中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第二百六十五條第三項中「内務大臣を」地方自治委員會」に改め、同條第五項後段を削る。

第二百七十七條中「第九十一條」の下に「第一項及び第三項本文」を加える。

第二百八十四條第一項、第二百八十六條第一項及び第二百八十八條第一項中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第二百八十八條に改める。

第二百九十八條第一項中「都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を得て、」を削り、「設けることができる。」の下に「この場合においては、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては地方自治委員會、その他のものにあつては都道府縣知事（二以上の都道府縣の區域にわたるものにあつては地方自治委員會）に届出をしなければならぬ。」を加え、同條第二項を次のように改める。

前項の協議については、關係地方公共團體の議會の議決を経なければならない。

第三百條第一項中「一人」を「二人以内」に改め、「長の中から」の下に「毎年一回」を加え、同項の次に次の三項を加える。

會長及び副會長は、後任者が就任する時まで在任する。

會長が缺けたときは、規約の定めるところにより、副會長が會長となるものとする。この場合においては、會長は、前任者の殘任期間在任する。會長及び副會長がともに缺けたときは、第一項の規定にかかわらず、更に互選するものとする。

第三百四條 地方公共團體の協議會を廢止し、これに加入する地方公共團體の数を増減し又は協議會の規約を變更しようとするときは、關係地方公共團體の協議によらなければならぬ。この場合においては、第二百九十八條第一項の例により、地方自治委員會又は都道府縣知事に届出をしなければならぬ。

ない。

第二百九十八條第二項の規定は、前項の協議にこれを準用する。

附則第一條但書中「警察署」を削り、同條に次の一項を加える。

別に普通地方公共團體の職員に關して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならぬ。

附則第五條第一項中「別に法律」を「別に普通地方公共團體の職員に關して規定する法律」に改める。

附則第七條第一項中「警察署」を削る。

附則第九條中「別に法律」を一別に普通地方公共團體の職員に關して規定する法律」に改める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第四條（昭和二十二年法律第二號第三號に關する部分を除く。）は、同年十二月二十日から、これを施行する。

第二條 衆議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第七十六條、第七十九條第二項及び第八十六條中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第九百條及び第九百條ノ二中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第九百六條第一項、第九百七條、第九百八條第一項、第九百四十三條及び第九百四十四條ノ二第三項中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第三條 參議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「内務大臣」を

「内閣總理大臣」に改める。

第六十三條、第七十一條第二項、第七十五條但書、第八十條第一項、第八十一條及び第八十二條第一項中「内務大臣」を「地方自治委員會」に改める。

第八十三條中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第四條 昭和二十二年法律第二號（衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する件）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十一年法律第三十號（衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する件）第一條の規定による」を「衆議院議員選舉法第十二條第一項の規定により昭和二十二年九月十五日の現在で調製する」に、「市町村議員選舉管理委員會」を「市町村の選舉管理委員會」に改め、「本人の」を削り、同條第二項中「市町村（これに準ずるものを含む。以下これに同じ。）を「市町村（特別區、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下これに同じ。）」に、「市區町村の區域」を「市町村の區域（特別區については特別區の存する區域）」に、「住居」を「住所」に改め、同項の次の一項を加える。

第一項の選舉人名簿を調製する場合においては、衆議院議員選舉法第五條第一項及び第十二條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選舉の期日によりこれを算定する。

同條第四項中「東京都制第九十三條ノ十三第一項、道府縣制第七十四條の十三第一項、市制第七十

三條ノ九第一項、町村制第六十一條ノ八第一項及び第三百三十六條並びに東京都制施行令第七十八條の十第一項の規定による選舉を、地方自治法第六十五條第一項の規定による選舉（特別區並びに全部事務組合及び役場事務組合におけるこれに相當する選舉を含む。）に改める。

第二條第一項中「東京都制第十條ノ十一第一項、市制第二十條ノ二第一項及び町村制第十七條ノ二第一項」を「地方自治法第二十六條第一項及び第二項」に改める。

第五條 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

○木村國務大臣 本委員會に付託に相なりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

地方公共團體の自主性と自律性をさらに強化し、新憲法の精神に基づき地方自治の本旨を一層徹底せしめることについては、何人も異論のないところであると存じます。申すまでもなく、地方自治法は、從來の中央集權性を改め、後見的監督の制度を改めて、地方公共の事務は、住民の創意と責任とにおいてこれを處理せしめることを根本の建前としてゐるのでありますが、地方自治法施行の状況及びその後の情勢の推移に應じまして、この際さらに地方公共團體の自主性を強化し、その自律性を徹底して、地方自治の本旨のより一層積極的な發揚をはかることが適當であると存せられるのであります。よつて、地方事務所及び地方公共團體の

協議會の設置並びに使用料等に關する許可權を整理するとともに、市町村合併の際における財産處分は、すべて關係團體の自主的協議によつて定められることとしたしました。一面地方公共團體に委任せる國政事務處理のための經費の財源に對する措置及び地方公共團體の長に委任した國政事務に關する手数料の徴收等に關する規定を整備するとともに、いわゆる起債自由の原則を認め、ただ現下の情勢に鑑み當分の間從來の制度を存續する建前といひまして、財政自主權をさらに強化するとともに、その保障を厚くしたのであります。

次に國政の運営と地方自治行政との間に適切な調整をはかり、一面において、國の絕對必要とする要請を確保するとともに他面において、地方自治に對する保障を公正かつ民主的な方法によつて維持することは、國家の健全な再建と發展をはかる上において特に必要であると存せられるのであります。最近特別地方行政機關設置の傾向が逐次強まり、現在都道府縣の區域内に設置されてゐる主要なもの數は約九十に達する状況であります。もとよりこのような傾向の劇激なものであります。現下當面しつつある經濟情勢から見てもやむなき事情もあると存するものであります。しかしながら、これら各種機關の運用の實際を見ますとあるいは總合的の地方行政の一環として廣い視野のもとに處理した方が、より一層適切であると認められるものがあつて、國政の適切な遂行をはかる上からも、地方自治の圓滑な進展を明する上からも、今後單に局面的見地から出發した出先機關が濫立され

る傾向を防止することは特に必要と存せられるのであります。よつて、今後新たに地方行政機關を設置しようとする場合には、國會の承認を要するものとし、もつて國會によつてその間に公正かつ適切な調整が加えられることとしたのであります。また反面におきまして、地方公共團體の長は、國の機關として各該の國政事務を處理してゐるのであります。その國政事務の處理が法令の規定もしくは主務大臣の處分に違反し、または著しくその職務を怠る等の場合におきましては、その遂行を確保する措置を講ずることは、これまた國政の運営と地方自治行政との間の調整をはかる上において特に必要であると存せられるのであります。よつて、地方自治法第四十六條の知事、市町村長等の彈劾裁判の規定を改めて、新たな構想の下に、司法裁判所による公正な事實認定を基礎として、國政事務の遂行を強制し、確保する措置を規定することとしたのであります。

次に地方公共團體の意思機關であるにかかわらず、從來とかく閑却されがちであつた地方議會の積極的活動と圓滑な運営を期することは、新しい地方自治の健全な發展を期する上において特に必要であります。この點に關し、地方自治法の規定をさらに補足する必要があると存せられるのであります。今後地方議會の議員は、條例の制定等について、積極的活動を行うことがいよいよ多くなつてくるであろうと豫想されますので、そのための調査研究を行い議員としての識見を養ふことは、議員として當然の責務であります。また議會と執行機關との關係におきま

して、殊に多くの問題を捲き起すものは、豫算の議決に關する事項であります。よつて政府は、地方議會に對し、官報及び政府の刊行物を地方公共團體の議會に送付し、圖書室を必ず設置しなければならぬこととしました。また知事、市町村長等の發案權を侵害しない限り、地方議會は豫算の増額修正をすることを妨げない旨の規定を設けたのであります。

次に、選挙の民主化を徹底し、その公正な執行をはかることは、住民自治の本義に鑑み特に必要であることは申すまでもないところでありますが、過去の選挙の結果等に鑑みまして、これらの點に關しさらに規定を整備する必要があると存ぜられるのであります。

以上が本法律案中に規定いたしました主要な改正事項であります。なお、近く行われる内務省の解體に伴いまし

て、先般政府は、その後繼機關として
地方自治委員會を設置することとし、

御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

○林(敬)政府委員　ただいま内務大臣から、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、私より本改正法律案中主要な事項につきまして、さらに附加えまして御説明を申し上げたいと存じます。

まず最初に選挙に關する事項であります。その第一は、選挙人名簿の調整に關し、有権者をできうる限り漏れななく名簿に登載するため、従来の定時名簿主義を改めて、隨時名簿主義を採用するとともに、選挙権の要件たる年齢及び住所の期間は、選挙の期日によりこれを算定するようにしたことであり、御承知のごとく現在衆議院議員の選挙人名簿につきましては、毎年九

人名簿についても同様に適用されてい
るのでありますが、補充選舉人名簿に
登載すべき選舉人は、現在ではいわゆ

る特別選舉權を與えられた者と、海外引揚者の一部とにすぎませんので、あえて定時名簿を調整せず、選舉の都度隨時に名簿を調整して之に登載することとしたとしても、別に選舉の施行上なんら支障なく、また衆議院議員選舉法との關係におきましても、何らの不都合も生ずる恐れもありませんので、今回毎年九月二十五日で調製する定時名簿はこれをやめることとして完全な隨時名簿主義を採用することとしたのであります。また選舉人のできる限り廣く捕捉いたしましたため、選舉權の要件たる二十年の年齢及び六ヶ月の住所期間は、選舉の期日によりこれを算定することとしたのであります。

當選となることを避け、できるだけ選挙の投票によつて當選者を決定させることとした點であります。

第四は、町村の選挙につきまして、その選挙の實際から考え、立會人の届出期間を一日期間及び補充立候補の届出期間を一日延長し、選挙の期日前二日までといたした點であります。

第五に、無投票當選によつて地方公
共團體の議會の議員または長となつた
者についても、現行法においてはその
就職後一年間は解職投票の直接請求
すなわちリコールのシステムを認めな
いのでありますが、選挙及び投票の民
主化をさらに徹底する見地から、その
期間内においても住民の直接請求によ
る解職投票を行うことに改めたので
あります。

第六に、以上の實質的改正のほか、特別選舉權付與の基準、代理投票の方
法及び不在者投票の事由、並びに選
務所の數の制限のごとく政令中に規
定されております事項で、比較的重要
なものを法律中にできるだけ具體的
に規定し、立法權を尊重いたしますと
ともに、併せて一般の理解に資するよう

に規定を整理いたしましたのであります。
次は、議決機關及び執行機關に關する事項であります。その第一は、本法律案の提案理由として大臣より説明がありました通り、地方行政機關設置の最近の傾向が、地方自治を損うことのない點に鑑みまして、政府が今後新たに國の地方行政機關を設けようとするときは、司法行政及び懲戒機關、鐵道現業官署、電信、電話及び郵便官署、學校、圖書館及び博物館等の文教施設、國立の病院及び療養所、燈臺その他の航行施設、氣象臺及び測候所、

水路官署、港灣建設機關、營林署並びに國の直轄工事の施行機關以前のもは、たとえ駐在機關を置く場合でも、すべて國會承認を経なければならぬこととし、かくのごとき國の地方自治行政機關の設置及び運営に要する經費は、國が負擔することの原則を明らかにしたのでありまして、これにより地方自治を侵害する地方行政機關の濫設を防止することとしたのであります。

第二は、都道府縣知事及び市町村長のいづゆる彈劾に關する制度の改正についてであります。地方自治法第四十六條は、單に都道府縣知事または市町村長の彈劾による罷免に關する規定であり、かつ彈劾裁判は彈劾裁判所においてこれを行うこととなつてゐることは御承知の通りであります。が、かような規定がおかれております理由は、地方自治との間に適當な調整をはかつて、國政事務の遂行を確保しようといふ點にあるのであります。従つてわざわざ強効裁判所のごとき特別の機關を設けて地方公共團體の長を彈劾し、罷免するといふ煩雜な方法をとりませんで、むしろ實質的にこれらの者が法令や上級行政の命令に違反し、または職務の執行を怠るような場合には、特にこれらの者に對して必要な措置を講ずべきことを命じ、なおその命令に従わないときは、司法裁判所による事實認定を基礎として、上級行政廳において執行または罷免をすることができるとすることの方がより合理的であり、自治權の尊重と國政事務の遂行を確保し得るという兩面の要請からみまして、適當に調和をはかり得るものと考えられるのであります。このよう

理由から、國の機關たる地位における都道府縣知事が、法令の規定または主務大臣等の處分に違反することがあると認められる等の場合においては、主務大臣は文書をもつて當該事項を行うべきことを命じ、これに従わないときは、東京高等裁判所に當該事項を行うべき旨の裁判を請求し、その裁判に従わないときは、東京高等裁判所に對し事實の確證を求めた上、みずから代執行をし、または内閣總理大臣においてその人を罷免することができるとしたのであります。また市町村長につきましても、都道府縣知事が右の場合と同様に、地方裁判所の裁判を基礎として、これに對して必要な事項の執行を命じ、代執行をなし、またはこれを罷免することができるとしたものであります。なお罷免はよほどの事情のない限りこれを輕々に行うべきものでなく、これを行うには、本人に尋常ならざる瑕癥がある場合と考えられますので、罷免された都道府縣知事及び市町村長は、二年間都道府縣に屬する官吏となり、またはすべての地方公共團體の公職につくことができないものといたしましたのであります。

第三は、地方公共團體の議會が、當該地方公共團體の事務に關する調査のため、選舉人その他の關係人の證言を請求する場合につきまして、新たに偽證罪の規定を設けたことであります。現在地方公共團體の議會が、選舉人その他の關係人に證言を請求する場合、選舉人その他の關係人が、かりに虚偽の陳述をしても、刑法の偽證罪を構成しないため、調査上眞實を期することができないのであります。この事情は國會と地方議會とまつた同様であり、

國會法につきましても同一の趣旨の改正が本國會において行われる豫定でありますので、本法草案におきましても、刑法の偽證罪と同一程度の刑罰を伴う偽證罪に關する規定を設けることとしたのであります。

第四は、地方公共團體の議會の積極的な活動を助長するため、政府は豫算の範圍内において、都道府縣の議會に對して官報及び政府の刊行物を、市町村の議會に對して官報及び市町村に關する議會に對する刊行物を送附するとともに、都道府縣相互の間においては、公報及び適當と認める刊行物を他の都道府縣の議會に送附することとし、又地方議會には必ず圖書室を附置することとしたのであります。

第五は、地方議會の圓滑な運営をはかるため、地方議會は都道府縣知事及び市町村長の豫算編成權を侵害しない限度において、豫算の増額修正の權限を有することを明文をもつて規定することとしたのであります。

第六は、市町村の議會の議員の定数は總選舉を行う場合以外においては、絕對にこれを減少することができないこととなつておりますけれども、これは一旦議員となつた者に對して、その任期間議員の地位を保障する趣旨に出るものでありますから、市町村の廢置分合または境界變更によりまして著しく人口が減少したため、本來の議員定数が減少するにせよ、なお從來の定数を維持して、これがため補缺選舉を行うのはいかにも不合理でありますので、このような場合に限り議員定数は減少することができると改めたのであります。

その次は、財務に關する事項であります。第一に、地方公共團體に對して國の事務を、いづゆる團體委任いたしました場合、これに要する經費の財源については必要な措置を講じ、もつてその財政の過重な負擔を避け、財政自主權の保障を厚からしめることとし、また國の行政機關が地方公共團體の財産または營造物を使用するときは、當該團體の議會の同意がある場合のほかは、必ず國庫においてその使用料を負擔すべき旨を明らかにいたしましたのであります。

第二は、地方債の許可に關する事務であります。地方債を不要許可とし、自由借入の建前をとることは、地方公共團體の自主自律を重んずるゆえんであり、また地方公共團體の活動を活動ならしめるわけでありまして、現下の地方財政の實情及び金融界の状況等諸般の事情を考慮して、原則として許可は必要としないうが、當分の間所轄行政廳の許可を受けなければならぬことと改めたのであります。

第三は、從來都道府縣手数料令という勅令に基きまして、都道府縣が一定の國の事務について手数料を徴收し、かつこれをその收入としていたたのであります。この勅令は廢止になりましたので、地方自治法中にこれを規定することとしたのであります。

最後にその他の改正事項について一括して御説明申し上げます。地方公共團體の廢置分合及び境界變更は、法律または行政處分によつて行われるのであります。この場合において關係地方公共團體の所有する財産處分は、その性質から見て私法的な事件であり、當事者の意思を最も尊重すべき筈合ひのものであります。しかして現在はい

らの場合の財産處分は、關係地方公共團體が協議してこれを定め、もしその協議が調わないときは、内務大臣または都道府縣知事がこれを定めることになつておりますが、實際問題として財産處分について協議が調わないにかかわらず、廢置分合または境界變更を關係團體の議會が議決するといふことはありえないと考えられます。廢置分合及び境界變更の實際に徴しても、また地方公共團體の自主性及び財産權の處分といふことからの實體から考へても、協議が調わない場合内務大臣または都道府縣知事が一方的に天降りの處分を決定することは適當でありませんので、すべてこの種の規定を廢止することとし、廢置分合または境界變更は、必ず財産處分について協議が調つた上でこれを行うことを、明らかにいたしましたのであります。

また地方公共團體の自主性を尊重する趣旨より、支廳及び地方事務所の設置に關する條例並びに分擔金、使用料及び手数料に關する條例は不要許可とし、地方公共團體の協議會の設置、廢止及び規約の變更等もまたこれを地方公共團體の意思にゆだね、ただ所轄行政廳に届出をさせることとしたのであります。

その他の改正は、内務省の廢止等に件いまして、規定を整理したものであります。本國會に官吏に關する國家公務員法案が提案されておりますが、これに對照して地方公共團體の吏員その他の職員につきましても、その身分法を制定する必要があるわけであり、その制定はできるだけ速やかに行うことが望ましいわけでありまして、それで、今回第七十二條に一項を加え、その

法律は職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分、取扱ひについて規定するものとして、その内容を明らかにするとともに、この法律は明年四月一日までに制定すべきことを本法の附則第一條中に明定することとした。

最後に、この法律案の附則中に規定されておりますところの衆議院議員選舉法、參議院議員選舉法及び昭和二十二年法律第二號の一部の改正について一言附加して申し上げます。これはいづれも内務省の廢止及び地方自治法の一部改正に伴ひ必要な規定の整理をいたしたものにすぎません。ただ法律第二號は本年十二月十九日をもつて實質上、その效力を失ふこととなりますので、明年十二月十九日までその效力を存續するよういたし、明年一ぱい衆議院議員の選舉についても選舉の都度臨時名簿を調製することとして、補充選舉人名簿が臨時名簿のみとなつたことと對應して、選舉に支障なからしめようといはしたものであります。

以上をもちまして本法律案の説明を終ります。

○千賀委員 木村内務大臣並びに林地方局長、御兩氏の説明によりまして、大體は了承することができたのでございますが、この法案は選舉の關係があります。これは非常に慎重を要するものであります。さらにまた一方の事情によりましては急速審議決議の必要もあるように伺つております。ただいまの御説明は、やがて公報になつてわれ／＼の手の中にはいつてくるのであります。急速にこれを慎重審議しようといはしますと、それを待つておつては事が足りませんので、どうか

書面にしてわれ／＼の手もとに御配付を願ひたいと思ひます。以上、勸議と言つてはあまり大袈裟ですが、みなさまの御賛成があればぜひお取計らいを願ひたいと思ひます。

〔賛成〕〔賛成〕と呼ぶ者あり

○林(敬)政府委員 ただいまの千賀さんのお話ごもつともでありまして、私の方も準備をいたしておりますから、今月でも御配付できると存じます。

○坂東委員長 最初申し上げました通り、この室は午後一時から他で使いますから、本日は政府の説明を聴くに止めまして、次の議會に十分御質疑を願ひます。

本日はこれをもつて散會いたしました。次會の日程は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三十二分散會